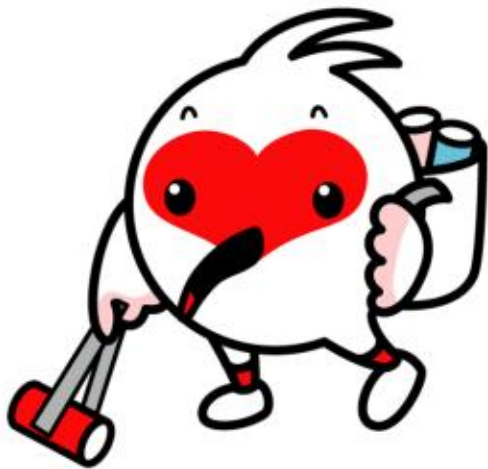
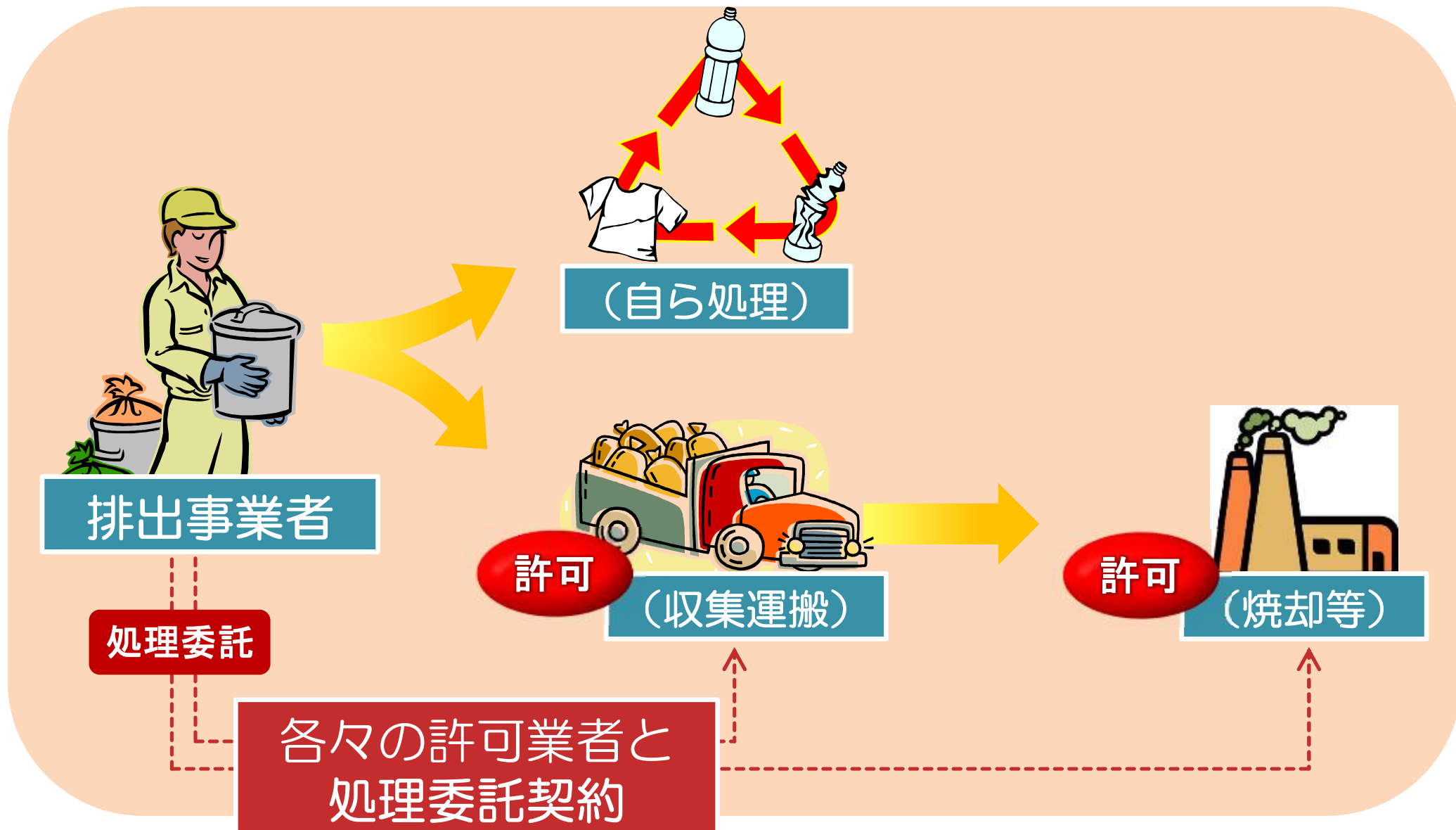


産業廃棄物処理の委託契約書に 含まれるべき事項の追加について

新潟県環境局資源循環推進課



産業廃棄物処理の基本的な流れ



委託契約は、適正に処理をするうえで、非常に重要。
→廃棄物処理法で「委託契約書に含まれるべき事項」が定められている。

令和7年4月22日 廃棄物処理法施行規則の一部改正

「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（化管法、またはPRTR法）」の「第一種指定化学物質」が、廃棄物処理委託契約書に含まれる事項に追加。（令和8年1月1日施行）

令和7年12月22日環境省通知

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」より抜粋

産業廃棄物の排出事業者が、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）第2条第5項で定める第一種指定化学物質等取扱事業者であり、同法第5条第1項の規定により排出量及び移動量を把握すべき第一種指定化学物質が、廃棄物に含まれ、又は付着している場合、委託契約書において当該第一種指定化学物質の名称及び量又は割合を情報伝達することとした。

(1) 情報伝達の対象となる事業者及び廃棄物について

「廃棄物に含まれ、又は付着している場合」とは、廃棄物の重量に占める第一種指定化学物質の割合が1%（特定第一種指定化学物質の場合は0.1%）以上である場合を指す。

第一種指定化学物質等取扱事業者の該当性や、委託契約書への記載義務がかかる第一種指定化学物質については、化管法第5条第2項の届出を確認することにより把握することが考えられる。

(2) 委託契約書における記載について

第一種指定化学物質の量又は濃度は必ずしも実測を求めるものではなく、文献値や含有率等を用いて濃度を算出・推定して情報提供することも可能である

ほか、記載に当たっては、例えば「〇%～〇%」のように、幅を持たせて記載されていても差し支えない。

なお、規則第8条の4の2第6号トにおいては、情報伝達すべき事項として「その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項」を掲げていることから、同号イからへの規定にかかわらず、排出事業者は従前どおり、委託契約書において適正処理のために必要な情報伝達を行わなければならないことに留意されたい。

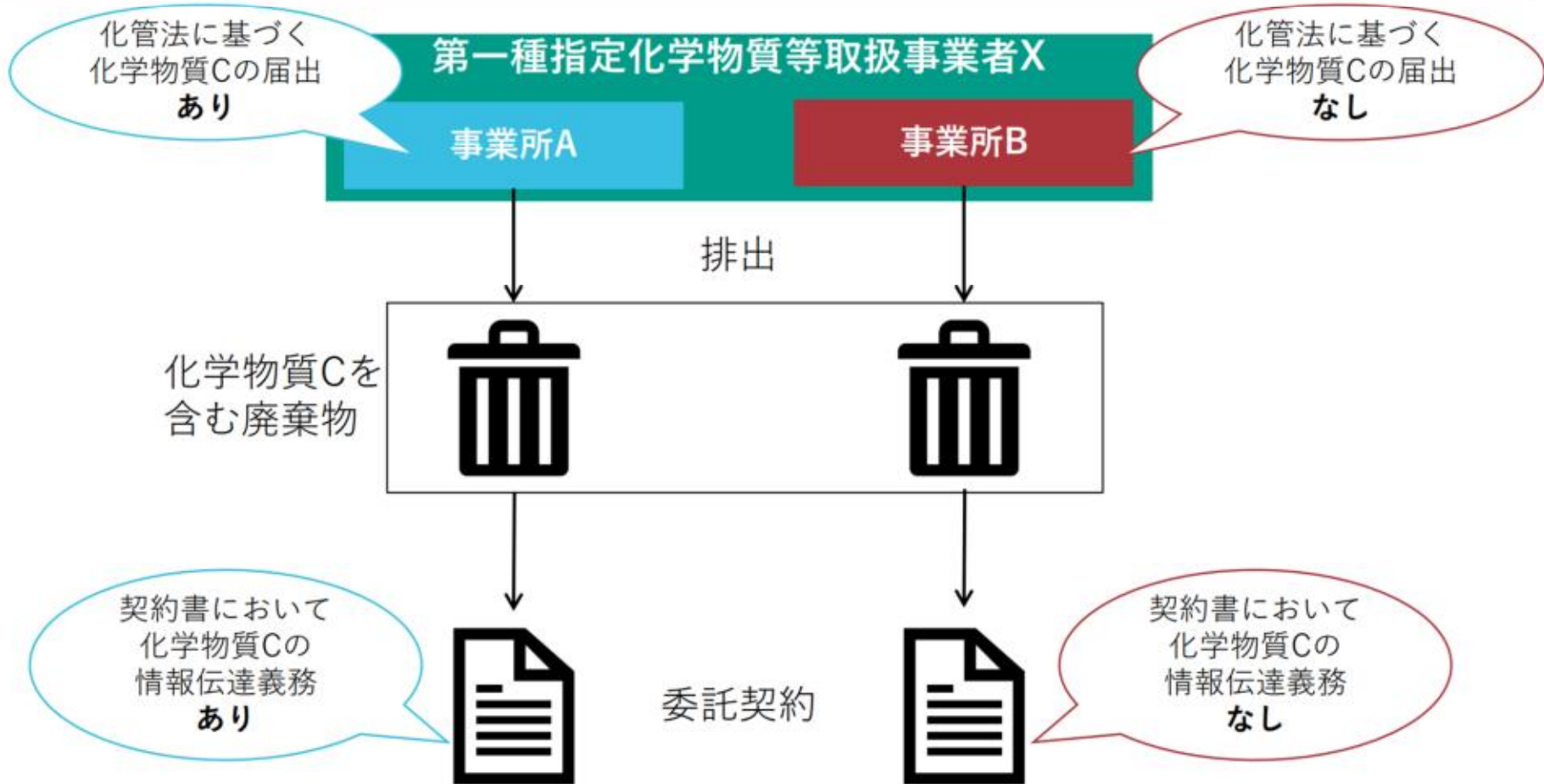
※施行の際、現に締結されている契約については、当該契約更新の前まではなお従前の例による。
詳しい内容については、環境省のHP「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」をご確認ください。

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>



情報伝達義務が生じる事業所の考え方

情報伝達義務の有無については、化管法と同様事業所ごとに判断される。



※適正処理に必要な情報であれば伝達義務あり。

※情報提供については、「廃棄物の情報提供に関するガイドライン(第3版)」(令和7年12月)を参考としてください。

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

廃棄物処理法に関するお問い合わせ

担当窓口	所在地 電話番号	担当地域
環境局 資源循環推進課 産業廃棄物係	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 025-280-5161	(全県)
新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒957-8511 新発田市豊町3-3-2 0254-26-9139	新発田市、村上市、五泉市、 阿賀野市、胎内市、聖籠町、 阿賀町、関川村、粟島浦村
三条地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒955-0046 三条市興野1-13-45 0256-36-2234	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、 田上町
長岡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒940-0857 長岡市沖田2-173-2 0258-38-2532	長岡市、柏崎市、小千谷市、 見附市、出雲崎町、刈羽村
南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒949-6680 南魚沼市六日町620-2 025-772-8154	十日町市、魚沼市、南魚沼市、 湯沢町、津南町
上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒943-0807 上越市春日山町3-8-34 025-524-4237	上越市、妙高市、糸魚川市
佐渡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒952-1555 佐渡市相川二町目浜町20-1 0259-74-3428	佐渡市

新潟市内の廃棄物処理法に関するお問い合わせは、
新潟市廃棄物対策課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602-1まで